

○農林水産省告示第七百五十五号

農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律施行規則（平成二十七年農林水産省令第十四号）第五条
第一項の農業生産に由来する環境への負荷の低減その他の環境の保全に資するものとして農林水産大臣が定める農業に関する技術を次のように定めたので告示する。

平成二十七年四月二日

農林水産大臣 林 芳正

一 その地域において通常行われる有害動植物の防除及び施肥と比較して化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに次に掲げる技術のうちいずれか一以上のものを組み合わせる農業に関する技術

イ 土壌への炭素の貯留に資する堆肥を農地に施用する技術

ロ 緑肥作物を栽培して農地に施用する技術

ハ 土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を農地に施用する技術

ニ 有害動植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん

延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものに関する技術

二 化学的に合成された農薬及び肥料を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした農業に関する技術

三 前二号に定めるもののほか、その地域において通常行われる有害動植物の防除及び施肥と比較して化学的に合成された農薬及び肥料の使用を相当程度減少させる技術並びに地球温暖化の防止、生物の多様性の保全その他の環境の保全に資する技術を組み合わせて用いる農業に関する技術

改正文 (令和二年四月一日農林水産省告示第七百三号) 抄

公布の日から施行する。

改正文 (令和七年四月一日農林水産省告示第五百十六号) 抄

公布の日から施行する。